

食品衛生法施行細則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">食品衛生法施行細則</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 昭和38年12月13日 島根県規則第60号 </div> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(法第10条第1項ただし書の当該職員)</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、獣畜に係るものにあつては、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条の規定によると畜検査員、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第49条の規定による食鳥検査員をもって充てる。</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(申請書又は届出書の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる申請書及び届出書の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>施行規則第2条の2に規定する指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出書 第3号様式</u></p> <p>(2) <u>施行規則第28条第1項に規定する製品検査申請書 第4号様式</u></p> <p>(3) <u>施行規則第49条第1項に規定する食品衛生管理者の設置又は変更の届出書 第5号様式</u></p> <p>(4) <u>施行規則第67条に規定する営業許可申請書 第6号様式</u></p> <p>(5) <u>施行規則第68条第1項に規定する相続による許可営業者の地位の承継の届出書 第7号様式</u></p> <p>(6) <u>施行規則第69条第1項又は第70条第1項に規定する合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出書 第8号様式</u></p> <p>(7) <u>施行規則第71条の規定による変更の届出書 第9号様式</u></p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(法第9条第1項ただし書の当該職員)</p> <p>第2条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、獣畜に係るものにあつては、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条の規定によると畜検査員、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第49条の規定による食鳥検査員をもって充てる。</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(申請書又は届出書の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる申請書及び届出書の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(1) <u>施行規則第28条第1項に規定する製品検査申請書 第3号様式</u></p> <p>(2) <u>施行規則第49条第1項に規定する食品衛生管理者の設置又は変更の届出書 第4号様式</u></p> <p>(3) <u>施行規則第67条に規定する営業許可申請書 第5号様式</u></p> <p>(4) <u>施行規則第68条第1項に規定する相続による許可営業者の地位の承継の届出書 第6号様式</u></p> <p>(5) <u>施行規則第69条第1項又は第70条第1項に規定する合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出書 第7号様式</u></p> <p>(6) <u>施行規則第71条の規定による変更の届出書 第8号様式</u></p> <p>(7) <u>条例第2条の2第1項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときの届出書 第9号様式</u></p> <p>(8) <u>条例第2条の2第2項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行うときの届出書 第10号様式</u></p>

(8) 条例第5条の規定による廃業、休業又は再開の届出書 第10号様式

(9) 条例第6条の規定による集団給食施設の開設の届出書 第11号様式

[削る]

第5条 [略]

附 則 [略]

第1号様式・第2号様式 [略]

第3号様式 [別紙]

第4号様式～第9号様式 [略]

[削る]

[削る]

第10号様式・第11号様式 [略]

(9) 条例第5条の規定による廃業、休業又は再開の届出書 第11号様式

(10) 条例第6条の規定による集団給食施設の開設の届出書 第12号様式

(危害分析・重要管理点方式導入届済証等)

第5条 保健所長又は食肉衛生検査所長は、前条第7号に規定する届出書を受理したときは、当該届出書を提出した者が条例別表第1の第1の2及び同表の第5の1から3までの規定を遵守していることを確認した上で、当該提出した者に対し、第13号様式による届済証を交付するものとする。

2 前条第7号の届出書を提出した者は、当該届出書の内容に変更があったときは、第14号様式による届出書を保健所長又は食肉衛生検査所長に提出しなければならない。ただし、条例別表第1の第1の2及び同表の第5の1から3までの規定に係る事項を変更するときは、あらかじめ第14号様式による届出書を提出し、保健所長又は食肉衛生検査所長の確認を受けるものとする。

3 前項の場合において、第1項の規定により交付された届済証の記載事項に変更がある場合は、第14号様式による届出書に、当該届済証を添えて提出しなければならない。この場合において、保健所長又は食肉衛生検査所長は、当該届済証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

第6条 [略]

附 則 [略]

第1号様式・第2号様式 [略]

[新設]

第3号様式～第8号様式 [略]

第9号様式

第10号様式

第11号様式・第12号様式 [略]

〔削る〕

第13号様式

〔削る〕

第14号様式